

<南大阪吹奏楽協会規約>

第1条

(名称)

本協会は南大阪吹奏楽協会（以下当会）と称する。

第2条

(目的)

1.南大阪地域における吹奏楽の発展に貢献する。

第3条

(事業)

当会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- 1.グローバルウィンズ南大阪の推進事業
- 2.コンテスト、リサイタル、その他演奏会の主催、共催、後援
- 3.各吹奏楽団体（学校、一般）への指導者（会員）の派遣
- 4.その他、当会の目的達成に必要な事業

第4条

(事務局)

当会の事務局は、事務局長の自宅もしくは会長の指定場所に置く。

第5条

(会員)

- 1.職業演奏家
- 2.吹奏楽技術指導者（各パート、全体）

第6条

(役員)

協会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長若干名

事務局長 1名

会計 1名

第7条

(選任)

会長、副会長、事務局長、会計は役員会において推挙し、総会において承認を得るものとする。

第8条

(任期)

役員任期は、いずれも1年とする、ただし補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第9条

(職務)

役員職務は、次のとおりとする。

1. 会長は協会を代表し、会務の一切を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在時は会長の職を代行する。
3. 事務局長は以下に属する運営部を統括する。
4. 会計は当会の会計職を遂行する。

第10条

(会議・決議)

会議は総会、役員会、その他とする。

1. 総会は協会の最高議決機関であって、会長が召集し、委任状を含む会員の過半数の出席を持って成立し、議事はその過半数をもって決する。可否同数のときは議長が決する。
2. 総会は年度末に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の要請があったときは、臨時総会を開くことができる。
3. 総会は次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 事業に関する報告、計画
 - (2) 予算・決算に関する報告、計画
 - (3) 役員決定に関する報告
 - (4) 規約改正に関する事項
 - (5) その他議決を要する重要事項

第11条

(会計)

1. 協会の経費は会員の会費・補助金・委託料・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。
2. 会費の金額は毎年、新年度予算編成時に総会で協議決定する。
3. 協会の会計年度は、事業年度と併せ4月1日より、翌年3月31日までとする。
4. 決算は会長または副会長の監査を得て総会に報告し、承認を得なければならない。

第12条

(細則)

本規約施行に必要な細則は、役員会の決議を経て総会で定める。

第13条

(解散)

- 1.当団の解散は、総会の議決で決定する。
- 2.当団の解散に伴う残余財産の使途は、総会の議決で決定する。

(付則)

本規約は、2018年4月1日からこれを施行する。

(改正記録)